

# 積立ぶらす

## (漁業経営安定対策事業)

我が国漁業の急速な脆弱化に対し、将来にわたって国民に対する水産物の安定供給の確保を図っていくためには、漁業者の経営改善の取り組みを促進することにより、「効率的かつ安定的な漁業経営」を育成し、資源状況に見合った持続可能な生産構造を実現することが必要です。

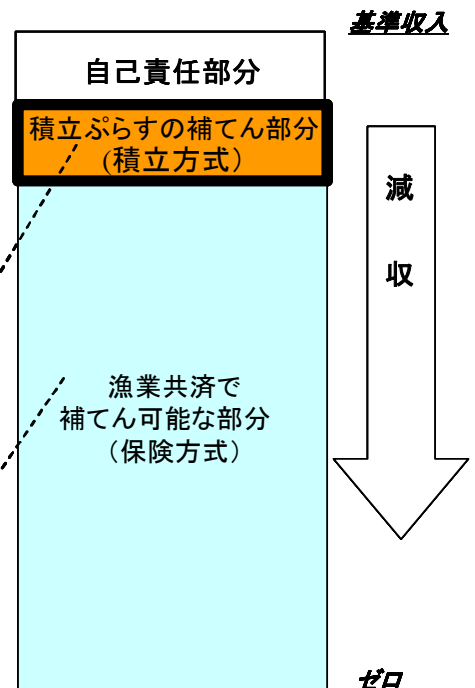
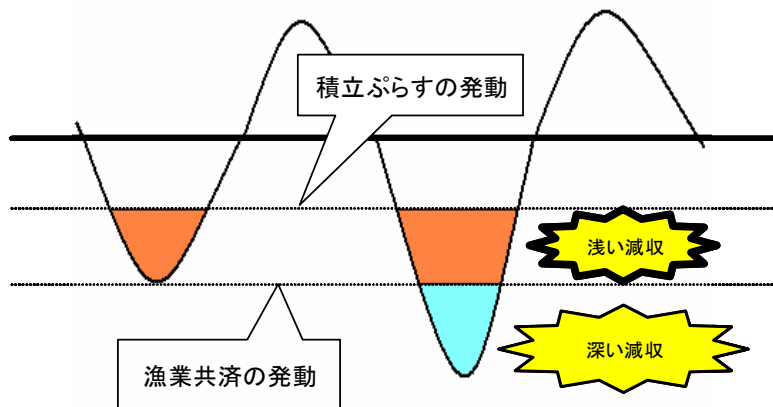
しかし、漁業経営は収入の不安定性が大きく、漁業者が経営改善に取り組む際の阻害要因となっています。

そこで、「効率的かつ安定的な漁業経営」を実現するために、積極的かつ計画的に経営改善に取り組む漁業者を対象に、安心して取り組める環境を整備することが必要ですので、①現行の漁業共済の経営安定機能に加えて、②収入の減少による漁業経営への影響を緩和する新しい「漁業経営安定対策事業(愛称:積立ぶらす)」を平成20年度から実施します。

### 積立ぶらすのイメージ

漁業者の収入変動イメージ

それぞれの補てん対象部分



#### ○ 積立方式

- ・漁業者自身の積立(個人別管理)と国費の積立(個人別でなく全体でプール管理)が補てん原資。
- ・漁業者の拠出が掛捨てとならない方式。

#### ○ 保険方式

- ・漁業者が拠出した保険料(共済掛金/全体でプール管理)が補てん原資。保険料には国が助成。
- ・無事故の時には、漁業者の拠出(保険料)が掛捨てとなる方式。

# 積立ぶらすの対象者

次の5つの要件をすべて満たしている漁業者が対象となります。

## ① 経営改善の取り組み要件

「効率的かつ安定的な漁業経営」の育成を目的とする「漁業経営の改善及び再建整備に関する特別措置法(漁特法)」に基づき、経営改善計画を作成し、都道府県知事(遠洋底曳網、遠洋かつお・まぐろは大臣)による認定を受けていること。

## ② 所得に関する要件

経営改善の取り組みによって、将来的に「他産業並の所得」を安定的に確保できる漁業所得水準にあること。

※「所得水準」とは、各都道府県ごとに所得水準の範囲が設定されることになります。

## ③ 漁業共済への加入要件

漁業共済へ実質加入(契約割合が一定割合以上)すること。

※「実質加入」とは、現行の漁業共済制度における掛金国庫補助要件である最低契約割合以上での加入のことです。

## ④ 主業・年齢要件

ア 主業要件

主に漁業から収入を得ていること。

イ 年齢要件

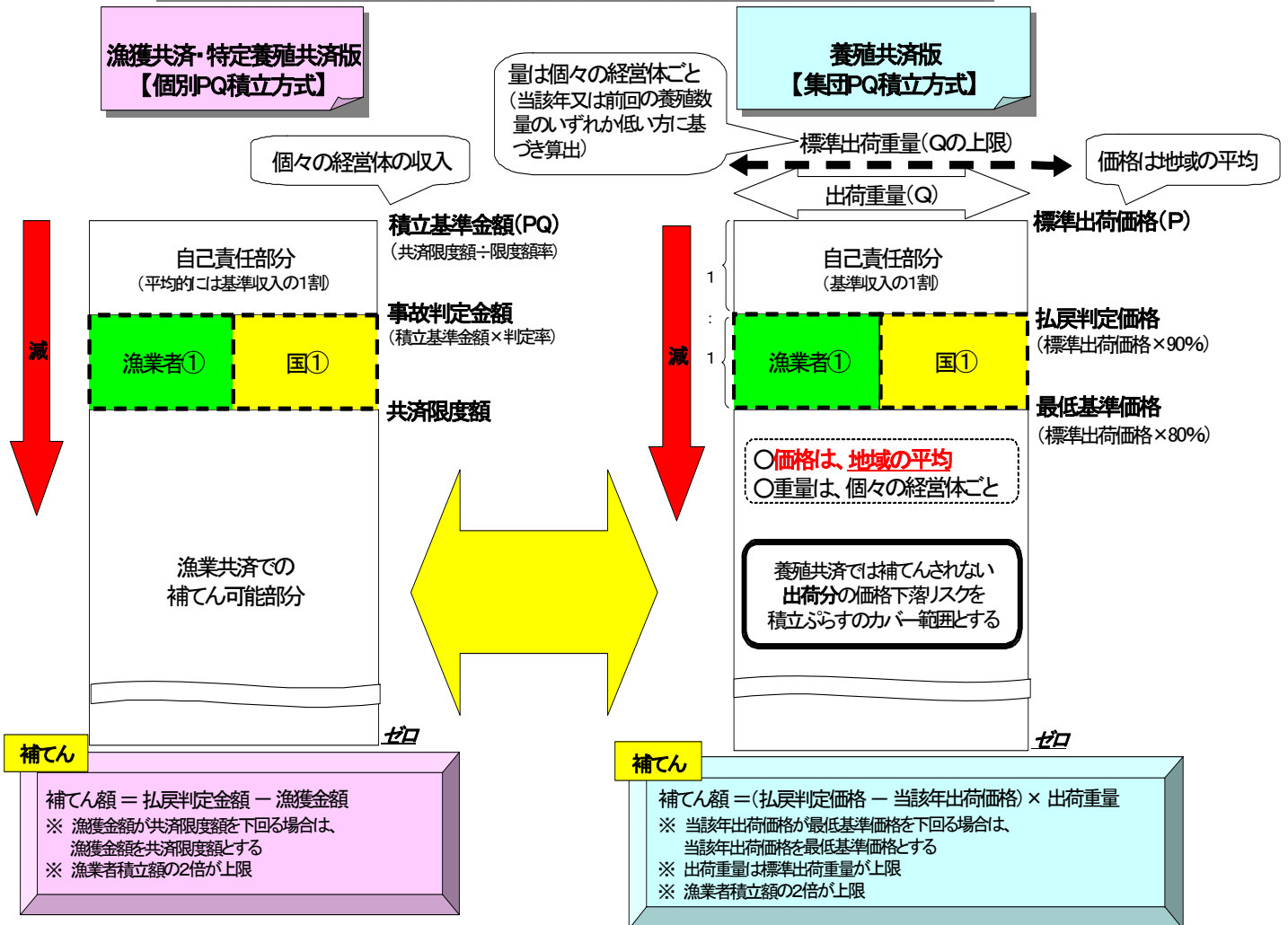
漁家経営体の場合は、当該経営体のうち「海上従事日数が最も多い者」の年齢が加入時点で65歳未満であること。

## ⑤ 資源管理・漁場環境改善の取り組み要件

地域で行われている資源管理・漁場環境改善のための取り組みに協力的であること。

※養殖業(特定養殖以外)については、持続的養殖生産確保法(平成11年法律第51号)に基づく漁場改善計画(その他国が認める計画)の認定が必要です。

### 漁獲・特定養殖共済版と養殖共済版の積立ぶらすの仕組みの比較イメージ



## 【漁獲共済・特定養殖共済版】 具体的なイメージ

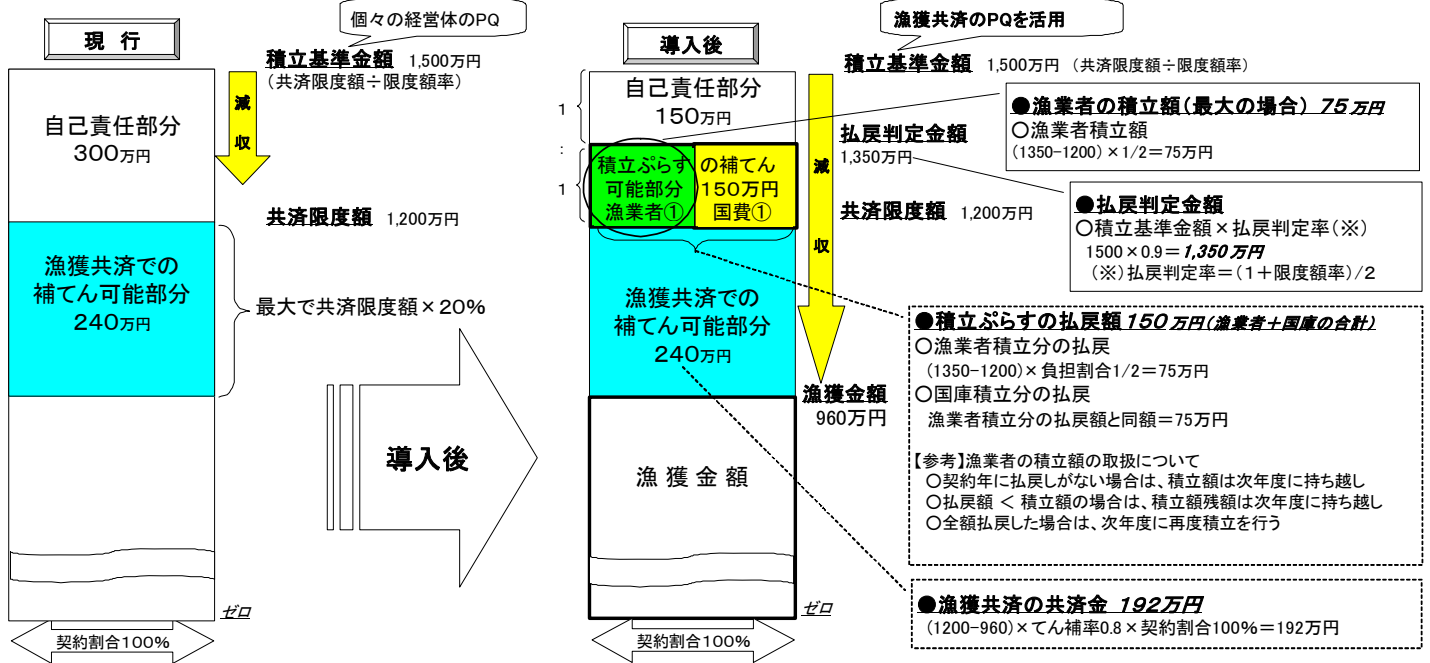
### 漁獲共済・特定養殖共済の加入者に対する積立ぶらす(個別PQ積立方式)

共済契約ごとに、個々の経営体の「当該年の漁獲金額(生産金額)」「共済限度額を下限)と、「積立基準金額」との差額から、「自己負担(責任)部分」を除いて、積立金の範囲内で補てんします(漁業災害補償制度による補償可能部分を除く)。

例: 漁獲共済 一般釣り漁業(10トン以上) <てん補方式…約定20%(最も選択されている方式)、契約割合…100%>

#### 【仮定条件】

- 補てん部分…積立基準金額と共済限度額との2分の1相当部分を補てんする
- 原則の補助率(「漁業者積立てからの払戻」に対する国庫助成の割合)…漁業者積立てからの払戻:国庫積立てからの払戻 = 1:1
- 漁業者が積立ぶらすへの積立額を積立て可能額まで積立てた場合
- 当該契約年度の漁獲金額が960万円の場合



## 【養殖共済版】 具体的なイメージ

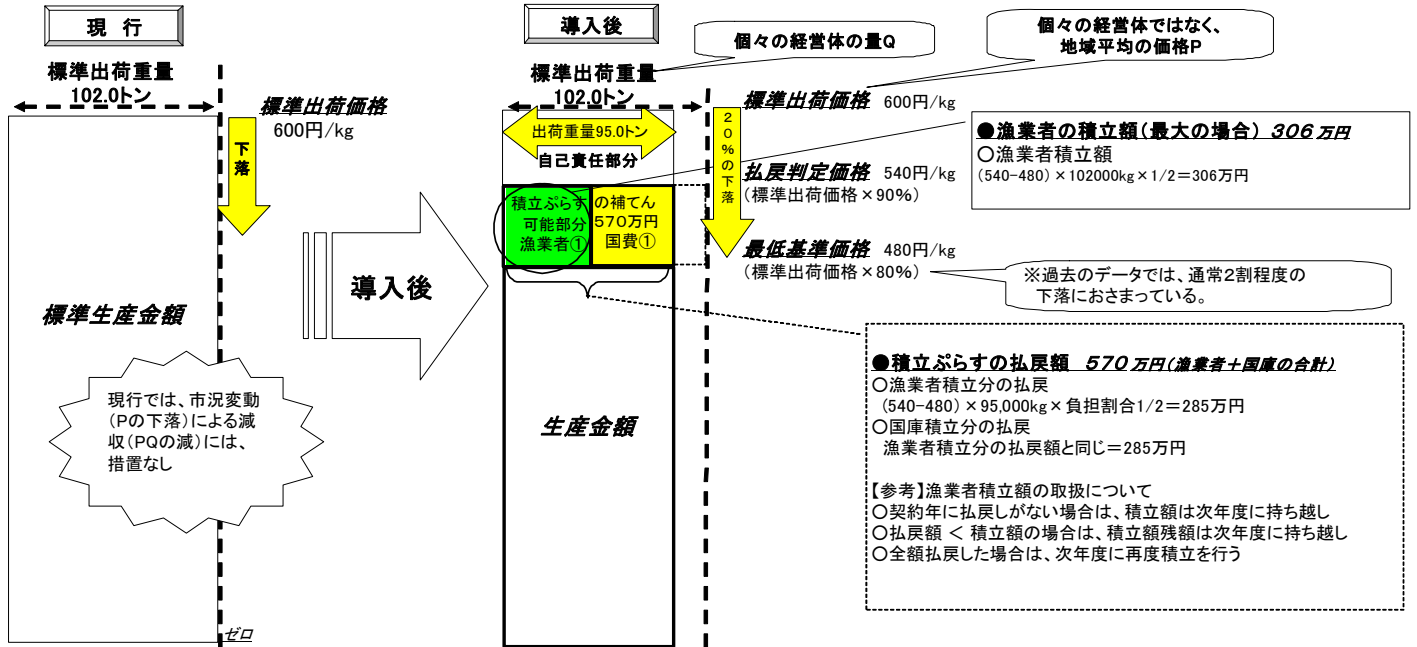
### 養殖共済の加入者に対する積立ぶらす(集団PQ積立方式)

養殖共済契約ごとに、当該年の平均出荷価格である「地域ごとの出荷価格」(最低基準価格を下限)と、「地域ごとの標準出荷価格」とに、それぞれ個々の経営体の「当該年の出荷重量」(標準出荷重量(当該年又は前回の養殖数量のいずれか低い方にに基づき算出)を上限)を乗じた価額の差額から、「自己負担(責任)部分」を除いて、積立金の範囲内で補てん。

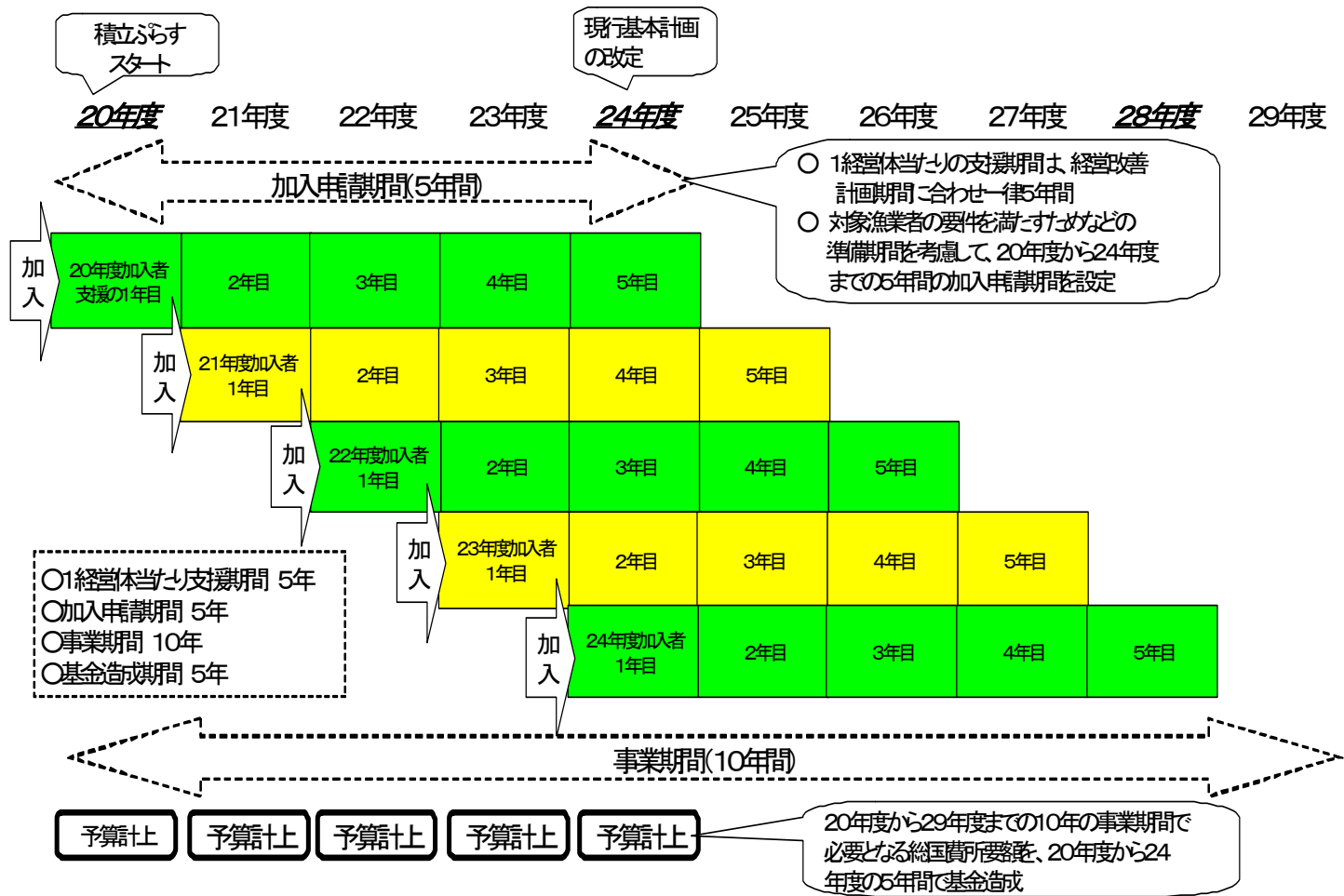
例: 養殖共済 2年魚はまち <例: 標準出荷金額6,120万円: 生産量20,000尾(102.0t)、標準出荷価格は600円/kg、出荷時重量5.1kg>

#### 【仮定条件】

- 補てん部分…標準出荷価格と最低基準価格との2分の1相当部分を補てん
- 原則の補助率(「漁業者積立てからの払戻」に対する国庫助成の割合)…漁業者積立てからの払戻:国庫積立てからの払戻 = 1:1
- 漁業者が積立ぶらすへの積立額を積立て可能額まで積立てた場合
- 地域の平均単価480円、生産者出荷重量95.0トンの場合



## 積立ぶらすの支援期間などの関係



### 留意事項

- 悪意又は重大な過失等がある場合、または養殖共済で出荷数量・金額等について虚偽の申告がある場合等、契約者に責めがある場合は、払戻金が支払われない場合や調整をさせて頂く場合があります。
- 積立契約にあっては、一定割合の手数料がかかります。
- 契約に際して提出して頂いた情報及び契約内容に係る個人情報については、積立ぶらす以外には使用しません。

**【お問い合わせ先】**

**漁業経営安定対策事業に関するお問い合わせは・・・**

- 全国漁業共済組合連合会(漁済連) 経営対策推進部  
TEL : 03-3294-9654(直通)      FAX : 03-3295-0625
- 水産庁漁政部 漁業保険管理官  
TEL : 03-6744-2356(直通)      FAX : 03-3502-0827
- 全国漁業協同組合連合会(全漁連) 漁政・国際部  
TEL : 03-3294-9613(直通)      FAX : 03-3294-3347

このほか、お近くの都道府県庁、漁連(県漁協)または漁業共済組合までお問い合わせ下さい！